

＜対策のポイント＞

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」に即して、農林漁業団体の職員等を対象に人権意識の向上を図るために実施する**人権問題に関する啓発活動を支援します。**

＜事業目標＞

農協、漁協、森林組合及び土地改良区のうち人権啓発活動に主体的に取り組み、人権意識の向上が図られている組織の割合を9割以上

＜事業の内容＞

1. 人権問題啓発推進事業

全国農林漁業団体が、当該団体職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を支援します。

2. 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業

都道府県に委託し、農林漁業団体や農地所有適格法人、集落営農組織等を対象に、人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を実施します。

(参考) 人権教育・啓発に関する基本計画（抜粋）

都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。

＜事業イメージ＞

人権問題啓発活動の実施

1. 人権問題啓発推進事業 全国農林漁業団体の職員等を対象

2. 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業 都道府県内の農林漁業団体、農地所有適格法人、集落営農組織等を対象

(取組内容)

- ・人権問題啓発に関する研修会や会議の開催
- ・人権問題啓発のためのパンフレット等の啓発資料の作成・配布 など



(人権問題啓発研修会)

＜事業の流れ＞

定額

全国農林漁業団体

(1の事業)

国

委託

都道府県

(2の事業)

農林漁業を振興する上で阻害要因となる人権問題を解消

活力ある地域農林漁業を確立